**再婚禁止期間の改正**

最大判平成27.12.16 民集第69巻8号2427頁（女子再婚禁止期間事件）の判決後、平成28年6月1日，民法の一部を改正する法律が成立し，女性の再婚禁止期間が６か月から１００日に短縮されました（同月７日公布・施行）。

|  |  |
| --- | --- |
| **改正前民法** | **改正後（現行）民法** |
| （再婚禁止期間）  **第７３３条**　女は、前婚の解消又は取消しの日から６箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。  ２　女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。  （再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）  **第７４６条**　第７３３条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から６箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。 | （再婚禁止期間）  **第７３３条**　女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して１００日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。  ２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  １　女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合  ２　女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合  （再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）  **第７４６条**　第７３３条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して１００日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。 |

|  |
| --- |
| （嫡出の推定）  **第７７２条**　妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。  ２　婚姻の成立の日から２００日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から３００日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。 |